



佐賀県公報

平成20年
10月31日
(金曜日)
第 13098号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

公 告

○県営高舟地区土地改良事業計画決定

(農地整備課) 一

人事委員会事項

◎公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴う佐賀県人事委

員会規則の整理に関する規則

(規則・一九) 一

東部工業用水道事項

◎佐賀県東部工業用水道財務規程の一部改正

(規程・三) 二

○ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業(ため池等整備)高舟地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成20年12月17日までに佐賀県伊万里農林事務所(郵便番号848-0041伊万里市新天町122番地4)に提出してください。

平成20年10月31日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(ため池等整備)高舟地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年11月4日から平成20年12月2日まで

3 縦覧の場所

伊万里市役所

○ 人事委員会事項

公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴う佐賀県人事委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十年十月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

◎佐賀県人事委員会規則第十九号

公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴う佐賀県人事委

員会規則の整理に関する規則

(住居手当に関する規則等の一部改正)

第一条 次に掲げる佐賀県人事委員会規則の規定中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

一 住居手当に関する規則(昭和四十九年佐賀県人事委員会規則第二十七号)

第二条第一号

二 平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則(平成十八年佐賀県人事委員会規則第六号)第二条第十一号

三 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年佐賀県人事委員会規則第七号)附則第三項第四号

(佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第二条 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年

法律第九十九号(第一条に規定する公庫(以下「公庫」という。))を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第十七条第四号中「公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第三条 単身赴任手当に関する規則(平成二年佐賀県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号を次のように改める。

一 沖縄振興開発金融公庫

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 東部工業水道事項

●佐賀県東部工業用水道規程第三号

佐賀県東部工業用水道財務規程(昭和四十三年佐賀県東部工業用水道規程第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第五十四条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 企業出納員は、前項の規定にかかわらず、直接払をする旨を債権者及び出納金融機関に通知することにより、直接払をすることができる。この場合に

おいては、当日分の支払済合計額を記載した資金決済通知書(別記様式第五十七号の二)を出納金融機関に送付し、出納金融機関から資金決済済書(別記様式第五十七号の三)を受領しなければならない。

第五十五条第一項中「必要な事項を記入した小切手、小切手振出済通知書」を「支払依頼合計額を記載した資金決済通知書」に、「送付するとともに」を

「送付し、資金決済済書を出納金融機関から受領するとともに」に改める。 第一百七十七条の表中「預かり諸税」を「預り諸税」に改める。

別表第二の資本勘定の表中

円簿	円簿	記入資本金
----	----	-------

を

円簿

他金部からの円簿金

に改める。

様式第五号中

所収	所収	同収
----	----	----

を

に「出納員」を「出納員」に改める。

様式第五号の二中「支取日」を「支払日」に改める。

様式第六号、様式第六号の二及び様式第六号の三中「支取日」を「支払日」に改める。

様式第四十二号の二領収書中

上記金額は、年月日領収しました。

佐賀県東部工業用水道

企業出納員 氏名

氏名

を

上記金額は、年月日領収しました。

佐賀県東部工業用水道

企業出納員 氏名

に改める。

様式第五十七号の次に次の二様式を加える。

様式第八十六号中「預り金等返還請求証書」を「預り金等返還請求書」とし、「管理者等 氏名 殿」を「管理者等 氏名 様」にし、「企業出納員 氏名 殿」を「企業出納員 氏名 様」と改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成二十年十一月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規程による改正後の佐賀県東部工業用水道財務規程第五十五条第一項の規定は、平成二十年十一月一日以降に行う送金払から適用する。

購読料
申込先
一か年三二、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社